

I 埼玉県子どもの権利擁護委員会の概要

1 概要

子供への権利侵害について、子供や保護者からの相談を受け、公平・中立かつ専門的な立場から、子供を救済する第三者機関として条例に基づき設置され、平成14年11月1日から業務を開始した。

2 平成30年度における構成

○ 委員会の委員（3人）

愛沢 隆一（委員長、埼玉県社会福祉士会理事）

小寺 智子（委員長代理、弁護士）

庄司 康生（埼玉大学教授）

○ 調査専門員（4人）

平戸ルリ子（東京家政大学教授）

大竹 智（立正大学教授）

中谷 茂一（聖学院大学教授）

角尾 美奈（学習院女子大学非常勤講師）

○ 電話相談員（7人、1日3人勤務）

○ 事務局職員（2人）

3 救済の対象

原則として18歳未満の子供

4 委員会の業務

電話相談、面接相談、関係機関への調査・調整、関係機関への勧告・要請等

5 電話相談時間・電話番号

毎日 午前10時30分から午後6時まで（祝日及び年末年始を除く）

電話番号 048-822-7007

II 電話相談の状況について

子どもの権利擁護委員会は、平成14年11月から「子どもスマイルネット」の愛称で電話相談を行っている。

平成30年度においては、年末年始（12月29日～1月3日）と祝日を除く毎日、午前10時30分から午後6時までを相談時間とし、電話相談員7人の交代勤務体制で電話相談を受けた。

平成30年度における電話相談の受付件数は3,188件（無言を含む）で、前年度より219件、6.4%減少した。このうち子供本人からの相談件数は472件（全体の14.8%）で、前年度より130件、21.6%減少した。なお、無言を除いた受付件数は2,862件で、前年度より1件減少した。

1 相談内容

相談受付状況を内容別に見て、最も多いのは、子育てに関わるものが1,440件（全体の45.2%）であり、次いで思春期396件（12.4%）、学校の対応等158件（5.0%）であった。

相談内容のうち権利侵害に関わるものとして、いじめ、体罰及び虐待に関する相談では、いじめに関する相談が87件（2.7%）、虐待に関する相談が37件（1.2%）及び体罰に関する相談は12件（0.4%）であり、3つの合計では136件（4.3%）で、前年度より12件減少した。

子供本人からの相談で最も多いものは、思春期239件（50.6%）で、前年度より54件増加した。次いで、交友関係58件（12.3%）、いじめ41件（8.7%）であった。

子育てに関わる相談で最も多いものは、家庭環境に関するものが785件で、前年度より49件増加した。次いで、養育不安が275件、子供の性格や行動に関するものが214件であった。

表1-1 主たる相談内容別件数

		いじめ	体罰	虐待	不登校	学校の対応等	交友関係	思春期	子育て	その他	無言	合計
H30	計	87	12	37	103	158	140	396	1,440	489	326	3,188
		2.7%	0.4%	1.2%	3.2%	5.0%	4.4%	12.4%	45.2%	15.3%	10.2%	100.0%
H30	子供	41	4	18	4	35	58	239	—	73	—	472
		8.7%	0.8%	3.8%	0.8%	7.4%	12.3%	50.6%	—	15.5%	—	100.0%
H29	計	100	5	43	94	150	212	345	1,327	587	544	3,407
		2.9%	0.1%	1.3%	2.8%	4.4%	6.2%	10.1%	38.9%	17.2%	16.0%	100.0%
H29	子供	51	1	7	4	29	112	185	—	213	—	602
		8.5%	0.2%	1.2%	0.7%	4.8%	18.6%	30.7%	—	35.4%	—	100.0%

※ 下段は、計のうち、子供本人からの件数を再掲

※ 「学校の対応等」：学校の不適切な対応への不満など

※ 「思春期」：保健、恋愛、家族関係の悩みなど

※ 「子育て」：家庭環境、養育不安、子供の性格・行動など

※ 「その他」：幼稚園・保育園・放課後児童クラブ・福祉施設関係、進路、非行など

表 1 - 2 「子育て」の内訳

	性格 行動	養育 不安	養護	保健	障害	家庭 環境	その他	合計
H30	214	275	9	65	51	785	41	1,440
	14.9%	19.1%	0.6%	4.5%	3.5%	54.5%	2.8%	100.0%
H29	218	249	11	31	53	736	29	1,327
	16.4%	18.8%	0.8%	2.3%	4.0%	55.5%	2.2%	100.0%

※ 「性格行動」：落ち着きがない、内向的、忘れ物が多いなど

※ 「養育不安」：食事、睡眠、排せつ、しつけなど

※ 「養護」：親の家出・行方不明・死亡・離婚・別居など

※ 「保健」：疾患、成長発達、夜尿、性に関する問題など

※ 「障害」：発達障害、身体障害、知的障害、精神障害など

※ 「家庭環境」：両親の不和、DV、親の対人関係など

※ 「その他」：大人からの問合せなど

表 1 - 3 「その他」（表 1 - 1）の内訳

		幼・保 関係	他教育 関係	施設 関係	児相 関係	非行	進路	その他	合計
H30	計	29	20	6	9	33	47	345	489
	子供	0	2	3	0	2	6	60	73
H29	計	26	17	9	9	29	38	459	587
	子供	0	3	1	1	4	6	198	213

※ 下段は、計のうち、子供本人からの件数を再掲

※ 「幼・保関係」：幼稚園、保育園における職員の不適切な対応等

※ 「他教育関係」：放課後児童クラブ、塾、習い事など、学校以外の教育等関係

※ 「児相関係」：児童相談所に関わること

※ 「その他」：子育て以外に関する大人からの相談等

2 相談者

相談受付状況を相談者別に見ると、最も多いのは母親からの相談 1,905 件（全体の 59.8%）で、前年度より 62 件増加した。次いで子供本人からの相談 472 件（14.8%）で、前年度より 130 件減少した。

父母からの相談件数の合計は 1,996 件（62.6%）で、前年度より 86 件増加した。

子供本人からの相談では、中学校の男子からの相談が 119 件で最も多く、次いで小学校高学年の女子 90 件、中学校の女子 89 件であった。また、性別の割合は、男子が 53.2%（251 件）、女子が 46.8%（221 件）であった。

表 2-1 電話相談の相談者別件数

	子供本人	子供本人以外							無言	合計
		母親	父親	親族	学校	施設	その他	小計		
H30	472	1,905	91	88	7	3	296	2,390	326	3,188
	14.8%	59.8%	2.9%	2.8%	0.2%	0.1%	9.3%	75.0%	10.2%	100.0%
H29	602	1,843	67	71	5	2	273	2,261	544	3,407
	17.7%	54.1%	2.0%	2.1%	0.1%	0.1%	8.0%	66.4%	16.0%	100.0%

※ 「その他」：知人、隣人、行政、事業者、不明など

表 2-2 子供本人（相談者）の内訳

		幼児	小学校 低学年	小学校 高学年	中学生	高校生	不明	合計
H30	計	1	13	155	208	95	0	472
	男	1	6	65	119	60	0	251
	女	0	7	90	89	35	0	221
H29	計	5	31	322	158	86	0	602
	男	4	14	114	90	52	0	274
	女	1	17	208	68	34	0	328

3 相談対象者

相談の対象となった子供は、権利侵害等（子育て等以外）に関わる相談では、中学生が 396 件（全体の 34.3%）と最も多く、次いで小学校高学年 340 件（29.4%）であった。

子育て等に関わる相談においては、3 歳から 5 歳が 386 件（19.0%）と最も多く、次いで小学校低学年 289 件（14.2%）であった。0 歳から 5 歳については、577 件（28.4%）で、前年度より 44 件増加した。

また、性別で見ると、権利侵害等に関わる相談及び子育て等に関わる相談ともに、男子が女子を上回った。

表 3 - 1 相談対象の子供の内訳
権利侵害等

		就学前	小学校 低学年	小学校 高学年	中学生	高校生	不明・ 無言	合計
H30	計	58	127	340	396	216	19	1,156
		5.0%	11.0%	29.4%	34.3%	18.7%	1.6%	100.0%
	男	34	61	192	218	117	—	622
	女	24	66	148	178	99	—	515
H29	計	55	115	514	373	223	95	1,375
		4.0%	8.4%	37.4%	27.1%	16.2%	6.9%	100.0%
	男	27	59	221	207	100	—	614
	女	28	56	293	166	123	—	666

子育て等

		0 歳	1~2 歳	3~5 歳	小学校 低学年	小学校 高学年	中学生	高校生	不明・ 無言	合計
H30	計	62	129	386	289	205	244	136	581	2,032
		3.1%	6.3%	19.0%	14.2%	10.1%	12.0%	6.7%	28.6%	100.0%
	男	40	61	194	169	134	169	47	—	814
	女	22	68	192	120	71	75	89	—	637
H29	計	33	212	288	188	198	220	198	695	2,032
		1.6%	10.4%	14.2%	9.3%	9.7%	10.8%	9.7%	34.2%	100.0%
	男	21	101	131	78	104	160	142	—	737
	女	12	111	157	110	94	60	56	—	600

4 初回・再度相談件数

初めての相談（初回）は1,340件、以前に相談したことがあるもの（再度）は1,522件で、前年度より初回が37件減少し、再度が36件増加した。

初回・再度の相談ともに最も多い相談は子育て、次いで思春期についてであった。

再度の相談の中には頻繁に相談を寄せるリピーターも含まれていることから、相談者の実数では初回の相談の方が多いと考えられ、新たな悩みを抱えた人からの相談窓口として機能していると考えられる。

なお、再度の相談には30回以上相談を寄せた人が3人おり、母親である。うち相談が最も多かった人は、家庭環境などについて84回もの相談を寄せた。

表4-1 初回・再度相談別件数

	初回	再度	小計	不明・無言	合計
H30	1,340	1,522	2,862	326	3,188
	42.0%	47.7%	89.8%	10.2%	100.0%
H29	1,377	1,486	2,863	544	3,407
	40.4%	43.6%	84.0%	16.0%	100.0%

表4-2 初回相談の内訳

		いじめ	体罰	虐待	不登校	学校の対応等	交友関係	思春期	子育て	その他	合計
H30	計	62	12	25	52	100	96	207	534	252	1,340
	子供	30	4	10	3	28	55	129	-	48	307
H29	計	69	4	30	60	104	145	190	526	249	1,377
	子供	35	1	5	2	22	94	108	-	108	375

※ 「その他」：進路、非行、幼稚園・保育園・福祉施設・放課後児童クラブの関係など

表4-3 再度相談の内訳

		いじめ	体罰	虐待	不登校	学校の対応等	交友関係	思春期	子育て	その他	合計
H30	計	25	0	12	51	58	44	189	906	237	1,522
	子供	11	0	8	1	11	6	103	-	25	165
H29	計	31	1	13	34	46	67	155	821	318	1,486
	子供	16	0	2	2	7	18	77	-	105	227

※ 「その他」：進路、非行、幼稚園・保育園・福祉施設・放課後児童クラブの関係など

5 月別受付件数

電話相談の受付件数は、月平均 266 件で、前年度より 18 件減少した。月別に見ると、7 月が 343 件で最も多く、次いで 6 月の 297 件であった。最も少なかった月は 12 月の 180 件で、次いで 8 月の 234 件であった。

また、子供本人からの相談は、月平均 39 件で、前年度より 11 件減少した。月別に見ると、7 月が 92 件で最も多く、次いで 8 月の 60 件であった。最も少なかった月は 4 月の 21 件、次いで 5 月の 22 件であった。

7 月に子供本人からの相談受付件数が多かったのは、夏休み前に県内全ての国立・公立・私立の小学校 4 年生、6 年生及び全中学校の 2 年生の生徒へ子どもスマイルネットの広報カードを配布したことによるものと考えられる。

表 5 電話相談の月別受付件数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	月平均
H30	計	258	281	297	343	234	277	288	252	180	246	264	268	3,188	266
	子供	21	22	27	92	60	42	48	28	31	44	32	25	472	39
H29	計	240	269	290	444	382	287	305	245	227	209	260	249	3,407	284
	子供	9	25	31	145	136	49	37	39	22	20	58	31	602	50

※ 下段は、計のうち、子供本人からの相談件数を再掲

6 曜日別受付件数

相談受付状況を曜日別に見ると、火曜日が 535 件（全体の 16.8%）と最も多く、次いで金曜日 518 件（16.2%）であった。

最も少ないのは日曜日 276 件（8.7%）、次いで土曜日 411 件（12.9%）と、週末の相談件数は、平日と比べて少ない傾向にある。月曜日から金曜日までの平均は 500 件で、前年度より 20 件減少し、土曜日と日曜日の平均は 344 件で、前年度より 59 件減少した。

表 6 電話相談の曜日別受付件数

	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜	日曜	合計
H30	445	535	512	491	518	411	276	3,188
	14.0%	16.8%	16.1%	15.4%	16.2%	12.9%	8.7%	100.0%
H29	548	525	513	527	488	449	357	3,407
	16.1%	15.4%	15.1%	15.5%	14.3%	13.2%	10.5%	100.0%

7 相談時間帯

相談受付状況をおよそ 3 時間ごと（朝のみ 1 時間半）に区切って時間帯別に見ると、夕方（15 時から 18 時）が 1,403 件（全体の 44.0%）と最も多かった。

表 7 電話相談の時間帯別件数

	朝 10:30～12:00	昼 12:00～15:00	夕方 15:00～18:00	合計
H30	776	1,009	1,403	3,188
	24.3%	31.6%	44.0%	100.0%
H29	781	1,107	1,519	3,407
	22.9%	32.5%	44.6%	100.0%

8 相談時間

相談時間の合計は 76,178 分で、前年度より 5,254 分増加した。

また、1 件当たりの平均時間は 26.6 分で、前年度より 1.8 分長かった。

表 8 相談時間

	総相談時間	1 件当たりの時間
H30	76,178 分	26.6 分
H29	70,924 分	24.8 分

※ 無言を除く

Ⅲ 面接相談及び調査・調整活動の状況について

1 新規面接相談の件数・相談者

電話相談を受けたケースでは、電話相談員による助言で相談者が納得したもの、助言を得て自ら問題の解決に努めようとするもの、問題を大きくしたくないため面接相談や調査・調整活動は望まないものなど、電話相談だけで終了しているものがほとんどである。

いじめや体罰、学校の対応への不満など、子供の権利侵害に関わる内容で相談者が希望する場合には、知事から委嘱された調査専門員が面接相談を行っている。

子どもの権利擁護委員会は、調査専門員から面接相談の結果について報告を受けて審議を行い、その審議結果を踏まえ、調査専門員が学校などの関係機関へ調査や調整に入っていくことになる。

平成30年度、相談者が権利侵害に関する調査・調整を希望し、調査専門員が面接相談を実施した新規の事案は10件であった。これを子供の年齢属性で見ると、小学生が6件、中学生が3件、高校生が1件であった。性別は、男子3件、女子7件であった。相談者は、本人からの相談が3件、母親からの相談が4件、父親からの相談が2件、親族からの相談が1件であった。

表9-1 新規面接相談における対象者

		就学前	小学校 低学年	小学校 高学年	中学生	高校生等	合計
H30	計	0	0	6	3	1	10
	男	0	0	1	2	0	3
	女	0	0	5	1	1	7
H29	計	0	0	3	0	0	3
	男	0	0	3	0	0	3
	女	0	0	0	0	0	0

表9-2 相談者

	子供本人	母親	父親	関係者	合計
H30	3	4	2	1	10
H29	1	1	0	0	2

2 相談内容

新規面接相談 10 件の内容は、いじめが 4 件、学校の対応への不満など学校関係等が 5 件、その他が 1 件であった。

新規面接相談の概要及び結果等については、表 11 のとおりである。

また、前年度から継続した事案が 3 件あるが、これらの概要及び結果等については、表 12 のとおりである。

表 10 新規面接相談の内容

	いじめ	体罰	虐待	学校関係等	その他	合計
H30	4	0	0	5	1	10
H29	0	0	0	2	0	2

3 面接及び調査・調整活動の状況

子供本人や保護者との面接及び学校など関係機関に対し調査や調整を行う活動は、1 回限りではなく、委員会の審議結果に応じて継続して行われる。面接で把握した事実関係や訴えに基づき関係機関を訪問し、調査・調整を行い、その結果を相談者との面接でフィードバックすることを基本としている。事案にもよるが、こうした過程を何度か繰り返すことが多い。

平成 30 年度の新規面接相談 10 件については、子供や保護者との面接が延べ 28 回、学校など関係機関への訪問等が延べ 18 回行われ、面接を含めた調査・調整活動の合計は延べ 46 回であった。調査・調整活動の回数は 1 事案当たり平均 4.6 回であった。

前年度から継続した 3 件については、平成 30 年度中の面接が 3 回、学校等への訪問が 3 回で、調査・調整活動の合計は延べ 6 回であった。前年度からの累計では、面接が延べ 23 回、学校等への訪問が 12 回で、合計は延べ 35 回であり、1 事案当たりの平均は 11.7 回であった。

迅速な解決が望ましいことは言うまでもないが、事案によっては改善状況を一定期間フォローアップしていくなど、相談者、特に対象である子供の意思を確認しながら丁寧に対応することを基本とし、調査・調整活動を行った。

表 11 平成 30 年度新規面接相談等の状況

(平成 31 年 3 月 31 日現在)

No	対象の子供	相談者	種別	主訴	結果等	審議 件数	面接 回数	調査 調整 回数
1	中学生 (男)	本人	学校 関係	特性上、黒板の文字をノートに書き写すことが苦手であり、学校生活に困っている。	本児・母親と面談し、本児の希望を確認したところ、「合理的配慮としてパソコンの使用を認めてほしい」と言った。そこで、学校を訪問し、本児の気持ちを伝えるとともに、学校がパソコンの使用について準備中であることなどを確認した。その後、学校がパソコンの使用について導入を決めたことから、本児及び母親の意思を確認し、終結とした。 【終結】	6	4	1
2	中学生 (女)	本人	いじめ	同じ部活に所属する同級生数人から、ちょっかいを出されたり、悪口を言われたりしている。自分がいじられている立場をやめた。	本児と面談し、本児の思いを学校に伝えてほしいか聞いたところ、「最近、いじるのを止めてと言ったので、もう少し様子を見たい」と言った。その後、定期的に本児の状況を確認したところ、徐々に本児が相手と距離を取れるようになり、本児自身が気にならない状況になった。今後は、進級による新たな環境での様子を見守ることとなった。 【継続】	1	1	0
3	小学生 (女)	父	いじめ	学校内や学童に移動する際に、同級生数人からいじめを受けている。担任にいじめの相談をし続けたところ、怒ったような態度をされるようになり、相談ができなくなってしまった。	本児・父親と面談し、本児の希望を確認したところ、「いじめられているつらい気持ちを先生に分かってもらいたい。同級生と仲良くしたい」と言った。そこで、学校を訪問し、本児の気持ちを伝えるとともに状況確認を行った。本児は、言葉に出して表現することが得意でないことから、学校に対して、本児の特性をふまえた関わり方や、引き続き本児を見守ることを依頼した。その後も、同級生とのトラブルはあったが、学校の適切な対応などにより、比較的順調に学校生活を送れるようになった。今後は、進級による新たな環境での様子を見守ることとなった。 【継続】	6	3	3

(件数・回数はいずれも延べ数。以下同じ)

No	対象の子供	相談者	種別	主訴	結果等	審議 件数	面接 回数	調査 調整 回数
4	小学生 (女)	本人	いじめ	授業中に同級生の男子数人から「死ね」と言われてから、身体に症状が出るようになり、学校に行けなくなってしまった。	本児・母親と面談し、本児の希望を確認したところ、「死ね、などと言わないでほしい。先生は、いじめや悪口があったらすぐに解決してほしい」と言った。そこで、学校を訪問し、本児の気持ちを伝えるとともに状況確認を行った。学校は、いじめに対して早期に対応しており、本児の気持ちを理解しようとする姿勢が感じられた。学校に対して、本児が徐々に学校に通えるようにするための環境整備を依頼した。その後、本児は学校に行くことを試みたが、心身の症状が出たため、学校に行くことができなかった。主治医がそれまでの経過観察から転校を勧め、本児も転校を希望したことから、転校することとなった。今後は、転校後の新たな環境での様子を見守ることとなった。 【継続】	8	5	4
5	中学生 (男)	父	学校 関係	学校は本児に何も確認せず、女性教諭に対するセクハラ犯人扱いした。聞き取り調査の結果、そのような事実ないことが分かり、学校から一応謝罪はしたが、口だけのように感じた。	本児・父親と面談し、本児の希望を確認したところ、「心からきちんと謝罪してほしい」と言った。そこで、学校を訪問し、本児の気持ちを伝えるとともに状況確認を行った。学校は、本児に辛い思いをさせたことについて申し訳なく思っていたが、本児の行為にも問題があったと考えており、本児に確認しなかったことについての謝罪の意思はなかった。その後、本児と校長が面談し、校長が、本児に辛い思いをさせたことについてのみ謝罪した。本児がそれ以上の対応を望まなかったことから、本児及び父親の意思を確認し、終結とした。 【終結】	4	4	4

No	対象の子供	相談者	種別	主訴	結果等	審議 件数	面接 回数	調査 調整 回数
6	小学生 (女)	母	いじめ	「死ね」などと書かれた手紙が本児のロッカーに入れられ、翌日から学校に行けなくなった。学校は、手紙を書いた子が名乗り出るのを待っているとのことだが、未だに連絡がない。	本児・母親と面談し、本児の希望を確認したところ、「誰が、どんな気持ちでその手紙を書いたのか知りたい。その上で、クラスの皆と仲良くしたい」と言った。そこで、学校を訪問し、本児の気持ちを伝えるとともに状況確認を行った。学校は、手紙を書いた子を特定するのは難しい状況であった。その後、学校が、同級生からの手紙を本児の家に届けたり、図書館登校の体制を整えるなどしたことにより、本児は放課後学校に来ることができた。今後は、進級による新たな環境での様子を見守ることとなった。 【継続】	5	3	3
7	小学生 (男)	母	学校関係	同級生にからかわれたのでやり返したら、学校は、自分の言い分を聞かず、一方的にいじめとした。	本児・母親と面談し、本児の希望を確認したところ、「当事者全員の言い分を聞いてほしい。それが変わらない限り学校に行けない」と言った。そこで、学校を訪問し、本児の気持ちを伝えるとともに状況確認を行った。学校は、学校の対応に落ち度があったことを認め、本児と担任が話をする機会を設けるという提案をしたが、本児は受け入れなかった。4月に本児の家族が転居することになったため、今後は、転校後の新たな環境での様子を見守ることとなった。 【継続】	3	3	2
8	高校生 (女)	親族	児関係	児童相談所に一時保護されている本児の気持ちや現在の状況を知りたい。	児童相談所において本児と面談を行い、本児の気持ちや現在の状況を確認した。後日、相談者と面談し、本児と面談した時の様子を伝えた。 【終結】	3	3	0

No	対象の子供	相談者	種別	主訴	結果等	審議件数	面接回数	調査調整回数
9	小学生(女)	母	学校関係	同級生の特定の女子からいじめを受けている。その都度、担任に相談したが、改善されなかった。	本児・母親と面談し、本児の希望を確認したところ、「相手から謝ってほしいし、学校は何かあった時に、しっかり聞き取りをしてほしい」などと言った。そこで、学校を訪問し、本児の気持ちを伝えるとともに状況確認を行った。本児と相手児童の言い分には食い違いがあり、相手児童もストレスを感じていることが分かった。今後は、進級による新たな環境での様子を見守ることとなった。 【継続】	1	1	1
10	小学生(女)	母	学校関係	下校班でのトラブルや同級生の女子からの度重なる意地悪があったが、その時の担任の対応が原因で不登校になった。	本児・母親と面談し、本児の希望を確認したところ、「自分が学校に戻れるようになるために、クラスの皆が仲良くして、それを先生が見守ってくれるような学校にしてほしい」とのことであった。今後、学校を訪問し、本児の気持ちを伝えるとともに状況確認を行うこととなった。 【継続】	1	1	0
計						38	28	18

※ 審議件数：審議に及ばない報告の件数は含まない。

面接回数：子供本人・保護者との面接回数。

調査・調整回数：関係機関への訪問など、調査や調整を行った回数。

表 12 前年度からの継続面接相談等の状況

(平成 31 年 3 月 31 日現在)

No	対象の子供	相談者	種別	主訴	結果等	審議 件数	面接 回数	調査 調整 回数
1	小学生 (女)	母	学校 関係	学校はいじめ に対して対応し てくれず、学校 に行けなくなっ た。担任は子 供の声を聴か ず、見て見ぬ 振りをする。学 校は安全安心 を守ってほし い。	学校を訪問し、本児の事実認識及び被害感情を伝えるとともに状況確認を行った。学校は支援員や非常勤講師を配置するなどの対応をしていたが、学校への不信感や本児の病状などから本児とは会えていない状態であった。このため、本児の回復状況に応じた対応や、進級に向けてはクラス編成などへの配慮や登校への丁寧な受け入れ態勢を求めた。その後、新たな担任の本児に対する配慮もあり徐々に登校できるようになったことから、本児及び母親の意思を確認し、終結とした。 【終結】	2 (22)	1 (12)	1 (7)
2	小学生 (男)	母	学校 関係	特別支援学級 の複数の先生 から「いない」 などと言われ、 学校を休んで いる。学校に通 えるよう先生は 謝ってほしい。	学校を訪問し、本児の事実認識及び被害感情を伝えるとともに状況確認を行った。校長は、本児が教員の発言をそのような言葉として受け止めたことについて謝罪の意向を示し、また、本児に対してはできるだけの配慮をしたいと話した。その後学校の対応により本児は徐々に学校に通えるようになり、特別支援学級にも行けるようになったことから、本児及び母親の意思を確認し、終結とした。 【終結】	1 (11)	1 (8)	1 (4)
3	小学生 (男)	父	いじめ	同学年の子か らいじめを受 け、学校に相 談したが解決 せず、不登校 になっている。	本児・保護者と面談し、本児の希望を確認したところ、現段階では当委員会に求めることはなく、保護者も本児の意思を尊重するということがあった。その後、徐々に学校に通えるようになった。今後は、進級による新たな環境での様子を見守ることとなった。 【継続】	2 (4)	1 (3)	1 (1)
計						5 (37)	3 (23)	3 (12)

(件数・回数はいずれも延べ数)

※ 審議件数：審議に及ばない報告の件数は含まない。

面接回数：子供本人・保護者との面接回数。

調査・調整回数：関係機関への訪問など、調査や調整を行った回数。

コラム 調査専門員から ひとつこと

関係性の通訳

調査専門員 平戸ルリ子

調査調整を担当していて悲しいなあと思うのは、誰もが気付いているのに、当事者だけがその問題に気付かず、それゆえ悩みの真っ只中にいて真剣に苦しんでいるという状態をみたときである。問題の中心が教師や関係団体の職員であったり、子ども自身のことでも無くはないが、家族の問題であることもまた多い。子どもは周囲に振り回され、問題をこじらせられ、ひどく傷つけられていることが常である。なぜこんなことになってしまったのかと原因を探っていくと、実は子ども自身は関係がなく、周囲の問題が真の原因であったりすることが見えてくる。そのことをその当事者は全く気付かず、ひたすら悩んでいる。心から気の毒だと思う。

こういった事実を、対立する立場に置かれた相手は気付いていても、それを指摘することは立場上難しいことが多い。私たち子どもの権利擁護委員会の調査専門員の役割は、当該の相手ではできない指摘を、別の、しかし事実を曲げない柔らかな表現で置き換えて伝え、関係性を調整していくことにあるのかと近年思えてきた。コミュニケーションを円滑に行うために必要な関係性の通訳の役割である。利害関係の無い第三者であるからこそできることであり、これからも、それぞれに分かる言葉で伝える役割を大事にしていきたいと思っている。

平成30年度も、多様な問題が相談として寄せられ、正直この委員会で取り上げてよいのだろうかと思ってしまうものもあった。それでも、子どもの最善の利益のために、やれることがきっとあるはずというスタンスで関係性の通訳に取り組んできた。幸い私たちが動いたことで、周囲が穏やかに状況を変化させ、最後の最後に子ども自身のこぼれるような笑顔が見られるような成果を得たこともあった。調査専門員冥利に尽きるというのは、こんな時である。令和の時代になっても、子どもをめぐる問題は、益々複雑化、多様化することだろう。なおいっそう子どもに寄り添い、問題の本質を見極め、当事者たちの間に入って、関係性を良くしていくことに務めたいと思う。

結びに、委員会での委員の先生方の、私たち調査専門員の背中を押してくださるような励ましや具体的なアドバイス、事務局のお二人の昼夜にわたる懸命なサポート、電話相談員の皆さんの日々の対応の努力に、本年度もどれだけ力を頂いたか分からない。そのことをここに記して深く感謝申しあげたい。

子どもの最善の利益—子どもの声に耳を傾けること

調査専門員 大竹 智

目黒区の5歳児（未就園児）の虐待死と野田市で起きた小学4年生の虐待死。2つの事件では、それぞれが関係者に『帰りたくない』『先生、どうにかなりませんか』と訴えている。声なき声ではなく、はっきりと二人は外部（おとな）にSOSを発している。日本も批准している「子どもの権利条約」は子どもの最善の利益を謳っているが、その実践は子どもの声に耳を傾けることである。どうして子どもたちの声に耳を傾けることができなかつたか。関係者は子どもの声ではなく、誰の声を聴いていたのか。元大阪府立母子保健総合医療センター部長（小児科医）の小林美智子は、「子どもが虐待で死ぬときは、子どもも親もが社会から見捨てられている。そこで子どもは頼る人もなく過酷な生活に耐えて、力尽きて孤独に命を閉じる」と言っている。まさに、この二つの事件を現した言葉である。

また、今年度はある児童養護施設の施設内虐待が発生し、第三者委員として検証にかかわった。そこでは、児相の担当者が子どもたちにヒアリングを行ったところ、「これまで施設内に設置されている目安箱に手紙を入れても、何も変わらなかった。だから入れることを止めた。」という。子どもたちは、SOSを発しても、それを受け止めれてくれなければ、SOSを発しなくなる。

一方、喜多明人教授（早稲田大学）の『若者を対象とした子ども期の家庭における体罰等の実態・意識調査報告書』（2019年5月、公益財団法人日本生命財団委託研究、対象は18歳～25歳）によると、「子どもは、家庭における体罰等を誰に相談しているのか」では、「誰にも相談しなかった」が70%程度であった。さらに、相談することによる安全感の設問では、「身体的暴力」および「怒鳴る、暴言」などの項目において、「相談しないこと」が相談した場合より、安全感を「とても感じる」、「やや感じる」の比率が高く、90%近くにのぼっている（しかし、相談したものは、安全感を「とても感じる」「やや感じる」と70%～80%が答えている）。報告書では「子ども・若者側の立場からみれば、養育する側の体罰等について相談することは、それ自体がリスクを伴う行動であるという意識が子ども側に強いためとみられる。相談することが安心、安全とストレートには結びつかない現状がうかがえる。」とし、相談することによる安全感、相談しないことによる安全感を取り上げ、相談のリスクの問題として指摘している。

私たちの活動が、多くの子どもたちに安全感を持ってもらえる活動であることを理解してもらえるようにしなくてはいけない、と改めて感じた次第である。

子どもへの対応に関する社会的変化と権利擁護の視点

調査専門員 中谷茂一

調査専門員の活動を通して近年感じていることは、学校教育の領域において子どもや保護者に対する対応が非常に丁寧に行われるようになっており、訪問した埼玉県内の様々な学校で先生方のそうした様子にふれることが以前よりも増えてきていることである。

以前からの取り組みの進展の結果であると思われるが、確実に力で押さえつけずに子どもの気持ちと希望を尊重する新しい時代が到来しつつあるのを感じている。

今年度の本コラムでは、こうした視点が社会に浸透してきた歴史的な経緯を振り返ってみたい。

時代をさかのぼると、国連の「児童の権利に関する条約」（1989年国連採択、1994年日本が批准・締結）以降、日本においても子どもの権利を実質的に守る社会的な仕組みを検討する気運が高まってきた。その一つの具現化として、活動の内容に差があり、全国的には数も少ないものの、自治体や民間で「子どもの権利擁護委員会」「子どもの権利委員会」などと称される機関や委員（オンブズパーソン）が創設され始めた。条例で設置されているのは全国初の条例化である兵庫県川西市「人権オンブズパーソン（1999年3月施行・同年6月相談開始）」、神奈川県川崎市「川崎市人権オンブズパーソン（2002年4月施行・同年5月相談開始）」、そして埼玉県「子どもの権利擁護委員会（2002年8月施行・同年11月相談開始）」がある。

条例化されてはいないが、活動歴の長い東京都や神奈川県をはじめ同様の第三者機関を設置する自治体が増えてきている。条例化された上記3機関では、家庭・学校・地域社会にかかわらず広範囲な場面において、いじめや不合理な処分、虐待をはじめ、子どもの心身に被害を及ぼすあらゆる人権侵害の相談を受け、必要に応じて、助言・調整・調査・勧告などを行い、実質的な権利回復を図ろうとする活動を行ってきた。

ちなみに、1984年8月から記事のデータベース化を始めた朝日新聞の記事検索を「権利擁護」で行うと、はじめに登場するのは1992年5月14日、内容はNGO、ユニセフ、ILOなどの協力で開かれたバンコクでの児童労働と児童買春の2つの国際会議についてである。日本は、国内の意識が低いという消極的現状だけにとどまらず、人権侵害の輸出国であるところから検索結果は始まる。この問題はその後7年後の1999年5月18日「児童買春、児童ポルノに係わる行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」の国会可決・成立につながっていく。次の「権利擁護」記事登場は、国際家族年である1994年2月20日で、前日に子どもの権利擁護を行う国連NGOの日本支部が東京に開設されたことについてのものである。この時点で日本はまだ子どもの権利条約を批准していない。こうした過去を振り返ると日本における「権利擁護」は、「外圧」や「外来」と無縁ではないようである。

90年代以前の日本での子ども観をみると、学校教育における瑣末かつ一方的な校則や体罰容認の風潮、家庭における「家父長制」のなごりや親の付属物としての意識など、一個の人格をもつものとして尊重する土壌がなかったといえる。同様に児童福祉分野において子どもの意向に注意をはらい尊重し、サービスに反映させることが十分になされてこなかった。そのような文化状況の中で、子どもの権利擁護が語られ始める契機は、国連において「子どもの権利条約（案）」が提示され1989年に国連総会で「子どもの権利条約」が採択されてからであろう。特に1994年の国際家族年は全国で子どもの権利に関するシン

ポジウムが開催され、この年の子ども家庭福祉分野の誌面は「子どもの権利」一色に染まり、以降、子どもの権利に関する再考が加速することになる。一方、子どもの権利条約は国際レベルで政治的に無視できないものであり、その理念はまず行政分野の報告書に影響を与え始めることになる。

まず、1989年2月『提言 新たな「児童家庭福祉」の推進をめざして』（児童家庭福祉懇談会・全国社会福祉協議会）では、子どもの権利条約（案）の啓発・批准の促進やオンブズパーソン制度の導入を提言している。次に、1993年7月『たくましい子供・明るい家庭・活力とやさしさに満ちた地域社会をめざす21プラン研究会報告書』（子供の未来21プラン研究会・厚生省）では、子どもの権利条約の理念に基づき、子どもを「権利主体」として位置づけているところに従来の価値観の転換をみることができる。これ以後多くの子どもに関する報告書が出されているがいずれも「子どもの権利条約」の内容を踏まえたものとなっている。1994年12月のエンゼルプランでは、合計特殊出生率の低下への危機感から出発した経緯があり、親への「育児支援」が基調で、子どもへの直接的な「権利擁護」に関する踏み込んだ内容はないが、施策の基本的視点に子どもの最善の利益に関する記述が盛り込まれている。

以上のような時代の変化を経て現代は、障がいや病気を含め多様な背景や属性をもった個人が生きやすい共生社会の実現に価値がおかれるようになってきている。学校現場の先生方の親子への配慮ある声かけ・対応がさらに県全体に力強く広がっていくことを期待し、スマイルネットが必要とされるときには側面的にお手伝いできれば幸いである。

様々な終結の形

調査専門員 角尾美奈

埼玉県子どもの権利擁護委員会（以下、権利擁護委員会と表記）における、子どもを権利侵害から救済するための活動は、相談者である子どもが救済を希望することから開始される。そして、子どもとの面接相談、関係機関先への調査・調整活動を繰り返し行うことにより、権利侵害からの救済が実現されたことをもって、その案件を終える。すなわち「終結」となる。しかし、終結と一言と言っても、それぞれの案件によって様々な終結の形があるということを、今年度、調査専門員として活動を行う中で、改めて強く感じた。権利擁護委員会に持ち込まれる相談内容に多い、学校生活での問題を例に、そのことについて述べてみたい。

学校であるトラブルがあり、それについて学校側の対応が不十分であるという相談があったとする。そこに権利擁護委員会が介入し、学校側が対応を改善し、トラブルがなくなったならば、それをもって終結となる。しかし実際には、このように完全解決とならないことも多い。初期の学校側の不十分な対応によって子どもの心が深く傷つき、学校生活への適応に不安定さが続くといったように、権利侵害の状況がなくなっても、その影響が根強く残ってしまうことがある。このような場合、権利侵害から回復した、と言い切ってしまうことはできない。調査専門員としては、それを十分認識していることを子どもに伝え、子どもの気持ちを丁寧に確認することを行う。権利擁護委員会では、その点を踏まえて総合的に状況を検討し、終結の判断を行う。

また、別のパターンとして、調査・調整活動を繰り返しても学校側の態度は依然として変わらないが、子ども自身が自分の意見を学校に伝え、学校の考えを聞くことを繰り返す中で、「もうこれでよい」と納得を示す場合もある。調査専門員の立場としては、もっと学校の理解を促し、両者が歩み寄れるようにしてあげたかったと、もどかしい思いに苛まれるのだが、スッキリした顔を見せる子どもの姿に逆に励まされ、権利擁護委員会でも、子どもの意思を第一に尊重し、終結の判断を行う。

さらに、別のパターンとして、子どもが訴えた権利侵害の状況が、調査・調整活動を経て、ほぼ完全になくなることもある。これは、調査専門員にとっても、権利擁護委員会が役に立つことができたと強く実感できる、嬉しい終結の仕方である。一方、面接や学校とのやり取りの中で、主訴の背後や周辺に、子どもの抱えるほかの困難さや問題が見えてくることもある。しかしそれらは、権利擁護委員会の役割の範疇を超えるものなので、気がかりや心配を残しつつ相談を閉じることになる。

このように、全ての案件は、権利侵害からの救済というゴールを目指し、いつか終結を迎えるわけであるが、どれひとつとして同じ終わり方はなく、100人の子どもがいれば100通りの終結の形があるように思う。今年度、調査専門員として多くの子どもたちと関わり、調査・調整活動を行う中で感じたことを深く胸に刻み、次年度も、子どもたちのために真摯にひとつひとつの案件の解決に尽力していきたい。

最後になったが、今年度も、案件を丁寧に審議し道筋を示して下さる委員の先生方、細やかで力強い支えを下さる事務局のお二人、日々様々な相談に対応して下さる電話相談員の方々のおかげで、調査・調整活動を進めていくことができた。ご多忙中、関係機関の方々に協力的なご対応を頂いた。この場を借りて、心より感謝申し上げたい。

IV 委員会の開催及び審議の状況について

1 委員会の開催状況

委員会は、委員のほかに調査専門員も出席し、調査専門員が面接相談や調査・調整を行った事案について報告し、各事案について対応方針などを審議することを基本としている。平成30年度の委員会は、2か月に3回の開催を目安とし、計18回開催した。

委員会では、権利侵害の相談を受けて調査・調整に入った事案について審議を行うほか、まだ調査専門員の面接相談にはつながっていない電話相談についても、必要に応じて電話相談員や事務局から委員会へ報告し、委員からの助言を得て相談援助活動の一助としている。

2 委員会の審議状況

委員会での審議は、面接相談や学校などの関係先で調査・調整を実施した事案の状況について調査専門員が詳細に報告し、委員による質疑、意見交換を行い、委員会としての意思決定を行っている。

平成30年度の委員会では、新たに面接相談を実施した10件（表11参照）と前年度から継続した3件（表12参照）、合わせて13件の事案について、延べ43件（報告を含めると80件）の審議を行った。新規の1事案当たりの審議件数は、最多で延べ8件、平均は延べ3.8件であった。前年度から継続している事案の1事案当たりの審議件数は、最多で延べ22件、平均は延べ12.3件であった。

審議の結果、13件のうち5件が終結に至り、8件が翌年度への継続となった。終結となった5件の内訳は、前年度からの継続事案が2件、新規事案が3件であり、平成31年度へ継続する8件の内訳は、前年度からの継続事案が1件、新規事案が7件である。

表13 事案の処理状況

年度	前年度から継続	新規	合計	終結	次年度へ継続
H30	3	10	13	5 (継2、新3)	8 (継1、新7)
H29	13	2	15	12 (継10、新2)	3 (継3、新0)

※ 「終結」、「次年度へ継続」の()内の「継」は前年度からの継続事案、「新」は当該年度の新規事案

コラム 委員から ひとこと

子どもの権利条約採択 30 周年

委員 愛沢隆一

1989 年「子どもの権利条約」が、すべての子どもの保護と基本的人権の尊重促進を目指して国連総会で採択されました。世界中に貧困、飢餓、武力紛争、虐待、性的搾取と言った困難な状況に暮らす子どもが大勢いる現実と向き合い、世界全体で子どもの権利を守るために、長年の審議を重ね全会一致で採択されました。現在、条約の締約国・地域は 196 に達しています。ユニセフの発表では「条約発効後、多くの国が子どもに関する法律や政策を改め、多くの子が学校に通えるようになり、5 歳未満で命を落とす子どもは半減した。性的搾取等に国際社会が一丸となり取組む原動力となるなど、条約は世界の子どもの権利状況の改善に大きな役割を果たしてきた。」とされています。

最近では、子どもは守られる存在に留まらず、権利の主体として積極的に発言し、国際社会と大人たちに、教育問題や地球環境改善等を働きかける姿も目立ってきました。

日本の現状はどうでしょうか。2016 年の児童福祉法改正では、「子どもの権利条約」を基本理念として、子どもが“権利の主体”と位置付けられました。2019 年改正では、親の体罰の禁止が明記されました。今に至る児童福祉法・児童虐待防止法の改正、いじめ防止対策推進法、子どもの貧困対策法制定等を通して、子どもの権利擁護を図る仕組みの整備が進みつつあります。

一方、子どもの重大な人権侵害である児童虐待は深刻な状況が続いています。いじめに関する問題や子どもの貧困の広がりも大きな社会問題になっています。厳しい状況に暮らす子どもは今も少なくありません。子どもの権利条約採択から 30 周年を迎える今年、一層子どもの権利擁護に取り組もうとする動きが各地に広がっています。

埼玉県は、子どもの権利擁護条約の理念に基づき、2002 年「埼玉県子どもの権利擁護委員会条例」を制定し、子供の権利侵害への迅速な救済と権利擁護に取り組む第三者機関として「子どもの権利擁護委員会（スマイルネット）」を設置しました。子どもや保護者から相談を受けて必要な助言や支援を行う他、子どもの権利の侵害に関する救済の申立てに対する調査、勧告、意見表明、要請等を行う役割を担っています。県レベルで子どもの権利の侵害に関する救済を行う先進的な取り組みです。実際の相談は様々です。保護者と学校等の機関が熱心に関わりながら関係がこじれて、子どもが苦しい状況に置かれる場合も少なくありません。調査専門員が子どもの最善の利益を考え周囲の環境を整えていくことで、子どもの権利を守る視点で周囲が協力し、状況が大きく改善されることが多々見られます。しかし、実際に関われるのはごく一部の事例です。子どもの権利擁護への理解が広がる必要があります。子どもの権利条約採択 30 周年という節目を迎え、基本理念に立って子どもの権利を守る取り組みを進める必要があると考えています。

子どもの視点に立つ一方で

委員 小寺智子

1 今年度の審議状況

今年度の埼玉県子どもの権利擁護委員会の審議案件は前年度からの継続案件を含めて延べ15件あり、私は委員の1人としてこれら審議に関わらせていただきました。よりよい方針を模索するため議論を重ねることができましたこと、関係各位の深いご理解とご協力の賜物と存じます。この場をお借りして御礼申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

2 審議に際し思うこと

当委員会が「子どもの権利擁護」のための組織である以上、子どもの視点に立つべきであるのはもちろんのことです。しかしその一方で、子どもの権利を擁護するための方法選択は委員会に付託されております。問題解決のため、当該子どもや関係者に対しどのような助言や支援を行うのかを審議し決定していくのは決して容易なことではなく、悩みが尽きないのが実情です。

3 NHK連続テレビ小説「なつぞら」を見て

そうした中、現在放映中のNHK連続テレビ小説「なつぞら」を見て、日々感動しております。このドラマでは、戦争孤児である主人公なつを引き取った先の酪農家のオーナー泰樹が、まるで実の祖父のようになつを思い、語りかける暖かい言葉が話題となっています。なつの自主性を促しながら、その成長を見守る泰樹の姿は子どもを育む大人として誠に立派です。

ぜひ私もこれに倣い、子どもの視点に立ちつつ、子どもを見守る大人の1人としてどのような解決策が諸般の事情に鑑みよりよいものであるのかを、今後も真剣に考えて参りたいと存じます。

学校の中で見えなくなる子どもの人権 — 大人であること、大人の役割 —

委員 庄司康生

一人の赤ちゃんが生まれてくることは、神様がまだ人類に失望していない証拠、と言えます。どんなにありがたく、大切なことでしょうか。私たち大人はみな“Welcome”と言いたいですし、また言っていると思います。

中島みゆきの「誕生」の歌詞にも、

Remember 生まれた時 誰でも言われたはず
耳をすまして 思い出して 最初に聞いた Welcome
と歌われています。

2 番には、こんな歌詞もあります。

Remember けれどもしも 思い出せないなら
わたし いつでも あなたに言う 生まれてくれて Welcome

誰でもきっと、生まれた時みんな「welcome」と言われているはずですが。でも、もしかして何かの手ちがいで言ってももらえなかったり、聞こえなかったり、あるいは忘れてしまったら、とても悲しくつらいことです。その時に、代わりに、いつでもくり返して言ってくれる人がいたら、どんなにありがたいことでしょう。

“Welcome”だけではありません。生まれてきてくれて“Thank you”。何かを覚えたり、わかったり、できるようになって、一つずつ、私たち先に生まれた大人の文化と社会に入ってくる度に、ようこそ“Welcome”であり、“Congratulations”です。

それを言うことが、先に生まれ、子どもを迎え入れる大人の役割だと思います。

また、大人が子どもたちのために学校をつくることの意味は、そこにあると思いたいです。一時代前の近代学校は国家が「国民」を育成するための学校でしたが、現代の学校は、子どもたちが「個人」として育ちつつ、私たち大人の文化と社会を受け取ってその中にデビューして行く道筋であり基地であると思いたいです。そして親も教師も他の大人たちも、一人ひとりの子どもをその尊厳とともに見守り、支え、背中を押して送り出しながら、迎え入れてあげられたらと思います。

私は 30 年間、小・中学校におじゃまして授業研究会に参加し続けて来ました。今、文科省も世界の教育をリードしている OECD も、学校の授業は、主体的で共同的、対話を中心として高い質の探求的な学びに変わらなければならないとして改革を進めています。AI をはじめとする技術革新・社会変革の中で、人間が「人間」として学ぶあり方は、互いを尊重し、ていねいに聴き合い考え合い、わからないことを共有しながら協同で探求して行く「人間」重視の姿になります。学校は、このようなあり方に変わることが求められています。しかし教師自身が体験したことのない学習スタイルでもあり、なかなか一斉授業からの脱却は進みません。

変わらなければならないのは、子どもを見る見方であり、学ぶということはどういうことなのかのとらえ方です。子どもを教える対象として見るのではなく学ぶ主体として見ることで、そして学ぶことを教師が教えて聞かせるのではなく、子どもが互いに(あるいは

自己内で)聴き合い対話しながら考え合い探求して行くことであると見方を変えることは大人には容易なことではないようです。

報道では、教師が生徒を指導する「対象」としてのみ見て権力的な指導をするあまり、教師の暴力で生徒が傷ついたり(最悪の場合亡くなったり)、生徒同士の間関係が歪んで「いじめ」が引き起こされる(生徒の方は自分を守るために他の生徒を攻撃せざるを得ません)ケースが後を絶ちません。中学や高校では授業よりも部活に熱心な教師も多いようですが、競技成績を優先して生徒に体罰・暴力を加え、いじめを引き起こすケースが後を絶ちません。「暴君」や「悪代官」のような事例は、枚挙にいとまがありません。

生徒のためと言いつつ、生徒の人権を無視した指導も散見します。

四国のある県の中学校(就学補助を受けている生徒が全生徒の5割近い中学校)、教室から抜け出した生徒が授業中にもどって来ました。Welcomeと言ってあげてもよかったのに、教師は制服(白ワイシャツ)に着替えるよう強く叱責しました。彼は真っ赤なTシャツを着ていたのです。彼は全く従いません。怒鳴り続けた後、彼を無視して授業を続ける教師。(彼は教室に存在していないかのようです。当然、彼も教師を無視します。)その場にいた私は、教師に見えないように椅子にかけてある彼のワイシャツにふれてみました。何ヶ月も洗濯していないのでしょうか、汗染みてペタペタです。とても身につける気持ちになれるものではありません。

今、彼に必要なのはなんのでしょうか。洗濯してあげること?、彼の生活に気を配ってあげること?、彼に何か温かい言葉をかけてあげること(何もできなくてもせめて)?、友達に彼も苦労しているからみんなで見守ろうと声をかけること?、・・・それは教師のする仕事ではないのかもしれませんが。教師の仕事は「授業」なのでしょう。でも、存在を無視されている場に、彼の「学び」があるはずがありません。他の生徒にとっても、それは「学び」ではなく、別の何かでしかないでしょう。その教室では、誰も学んでいないのです。ただ、教師の仕事としての一方向的な「授業」や「指導」があるだけです。

教師だけの責任ではありません。それは大人たちの共同責任でしょう。大人たちの子どもも観や、学び観が変わることを切に望んでいます。この委員会で審議される案件の詳細を耳にする度に、それが変わるだけで子どもたちの状況はちがったものになるのに、と歯がみをすることが何度もあります。

もちろん「人権」ということなのですが、そこまで言わなくても、ちょっと大人が子どもたちへの見方を変えてくれれば、ちょっと学びということの理解が深まれば、全くちがうだろうに・・・と、思います。

子どもが学ぶことは、互いに尊重し、聴き合い考え合うこと。

学び合う場は、互いに大切にし、心を砕き合う場であるから学びが深まること。

教えることはむしろ相手を聴くことであり、そこから学ぶ場づくりが始まること。

学校はそんな場所なのだということが大人と子どもの常識になる日が来ることを、そして、大人たちがそれに向かって一歩ずつ歩んでいくことを願います。それが、大人のもう一つの役割なのだと思います。

私・庄司は、この委員会の中では専門が学校に限られるため不十分な役割しか果たせないように思われ、恐縮な思いであります。委員のみなさま、調査専門員のみなさま、電話相談のみなさま、事務局のみなさまに学びながら、何とか委員の職責を少しでも果たしていきたいと願っています。どうぞ、よろしく願いいたします。

V 広報・啓発活動の状況について

1 広報カードの配布

子どもスマイルネットの電話相談について子供たちへ周知するため、広報カードを約20万枚作成し、7月に県内全ての小学校・中学校・特別支援学校の小学4年生・6年生及び中学2年生へ配布を行った。配布後の時期には子供本人からの電話相談が増加していることから、学校での子供へのカードの配布が電話相談窓口を知ってもらうことに大変役立っていると考えられる。

また、8月に行われた「ヒューマンフェスタ」や11月に行われた「こども食堂フォーラム」などのイベントにおいて、カードの配布を行った。

2 リーフレットの配布

子どもの権利擁護委員会（子どもスマイルネット）について広く県民に周知するため、リーフレットを1万枚作成し、1月に県内全ての小学校・中学校・高校、特別支援学校に配布を行った。

また、前述のイベント等でも、リーフレットの配布を行った。

3 その他の広報活動

子どもスマイルネットについて、県内各戸に配布している県の広報紙「彩の国だより」10月号に掲載した。

また、FM・NACK5（ラジオ）の「モーニングスクエア」4月、7月、9月、12月の放送において、子どもスマイルネットへの相談を呼び掛けた。

さらには、市町村が発行する広報誌やガイドブック、リーフレット、民間団体が発行するミニコミ誌への掲載を働き掛けた。

また、埼玉県が全庁的に行っている「県政出前講座」の1つとして「子供の権利」をテーマとした講座を登録し、平成30年度は計4回の依頼を受け、子供の権利や子どもスマイルネットの活動について講義を行った。

VI 今後の委員会活動に向けて

1 委員会の目標と課題

埼玉県子どもの権利擁護委員会は、子供への権利侵害に関する相談に応じ、また具体的な申立てを受けて関係者・関係機関への調査・調整を行い、当該権利侵害からの簡易迅速な救済を図ることを活動の中心としている。また、当該権利侵害の救済に併せて、今後の予防措置をも提案している。さらに、子供の権利擁護に関する普及・啓発も本委員会の職務の一つである。

本委員会は設立当初から、活動の目標と課題として次の3項を挙げ、具体的な事案への対応を中心に取り組んでいる。

(1) 子供の権利侵害案件の確実な解決を図ること。

そのために、調査・調整活動の充実と委員会への関係機関等の理解と協力を確保するべく、本委員会に対する信頼の維持に努めること。

(2) 子供の権利侵害を発生させない環境づくりに貢献すること。

そのために、審議案件の概要、要検討事項及び委員会の対応方針を本書により公表し、現場における検討材料を提供すること。

(3) 子供の権利擁護を社会の共通認識としていくこと。

そのために、子供の権利を尊重し、権利侵害を許さない意識の普及・啓発を図ること。

2 平成30年度の審議案件の概要と今後の要検討事項

平成30年度に調査・調整・審議を行った案件は、前年度からの継続案件が3件、新規案件が10件、計13件であり、その多くが学校における問題であった。

これらの中には、いじめや子供同士のトラブルが発端ではあるが、担任をはじめ管理職等の対応への不満が主訴の要因となっているケースもあった。

教職員の指導方法等の問題のケースもあった。また、学校等側も対応に努めているものの、子供の特性への理解と対応が必ずしも十分ではなかったケース、事実関係についての学校等側と保護者側との認識の相違のために保護者側の学校等側への不満となったケース、初期対応での保護者との行き違いが尾を引いてしまうケースなどもあった。

一方、相談の当初は学校等への不満が高まっても、学校等側の取組の姿勢や努力が伝わることで不満が解消されていったケースもあった。

こうした状況を踏まえ、以下の3点を今後の要検討事項として挙げることにする。

(1) 子供の特性への理解と配慮

子供と教職員とがトラブルになったケースの中には、発達や情緒上の課題が見られる場合や、生育環境等を原因として様々な言動を示す子供もいる。教職員側がこのような子供の特性への理解と配慮が不十分のまま、通常の指導等による問題解決を試みた場合、改善効果を期待することは困難であり、学校等側と子供（保護者）側との認識の相違により、かえって信頼関係が損なわれる恐れもある。

子供と教職員とのトラブルにせよ、子供同士のトラブルにせよ、その子供の特性や背景への理解が不十分のまま、子供の言動を問題視し、一般的な指導等を強めるだけでは子供の問題行動の解決や改善につながらないことが多い。仮に、担任等による指導が適切ではないと学校等側が認知した場合には、管理職が個別具体的な事実関係を双方からの事情聴取等によって迅速に把握し、当該教職員に対する適切な指導や助言等により、不適切な指導態様を改善させることが必要であろう。

教職員だけでなく、スクールカウンセラーやさわやか相談員等の活用が、特性に応じた指導に効果的な場合もあり、適切な指導者の見極めも重要であろう。

(2) 事実関係の明確化と保護者への説明

学校等でのいじめや子供同士のトラブルについて、保護者と学校等との認識に相違が見られる場合が少なくない。このような場合、保護者は、学校等側が教職員をかばって事実を隠しているのではないか、又は、加害者側の言い分を鵜呑みにしているのではないか、対応が不公平ではないか、といった不信感を募らせることがある。

それを回避するためには、学校等側はできる限り早い段階で、被害者側及び加害者側双方の保護者に、学校等側の調査し把握した事実関係を開示して、学校等側の認識を明らかにすることが必要であろう。被害者側又は加害者側と学校等側との認識の相違を全て解消することは困難な場合が多いであろうが、学校等側はその認識を基礎付ける根拠を示しながら、丁寧に説明する姿勢を示すことが必要であろう。

さらに、被害者側の子供及び保護者に対し、加害者側の子供の特性や背景等を踏まえて現在どのような指導を行っているのか、今後どのように指導する予定であるかについて、必要な説明をすることが適当であろう。

また、加害者側の子供及び保護者に対しては、被害者側の子供の受けた心身の傷や不安の原因となった加害者の言動を具体的に特定し、何ゆえにそれが、悪意のない遊び、ふざけ、からかいを超えた加害行為となるのかを丁寧に説明することが再発防止に有効であろう。それは、その場限りの反省や謝罪にとどまらず、その後の指導を通じて子供の成長につながるものとする。

学校等側は被害者側にも加害者側にも振り回されることなく、毅然として、慎重な調査に基づく学校等側の事実認識を開示し、被害の救済と加害行為の再発防止のために取り組んでもらいたい。

(3) 管理職のリーダーシップによる学校におけるチーム対応

教職員はその経験や教育等方針に基づき子供の指導等に当たるが、教育等の場面においては、教職員と子供との間でトラブルが生じる場合がある。かかる場合には、管理職がリーダーシップを発揮し、教職員の指導方法について改善策を指導したことにより、事態が好転したケースがあった。

発生した問題に対しては、管理職、特に校長がリーダーシップを取り、対応方法を指導する、また、サポートチームを設けて関係教職員が連携を図って具体的な支援方法を確認させるなど、学校全体としての体制を作り、取り組むことが、解決のために効果的であろう。

また、子供たちへのスマートフォン等の急速な普及に伴い、SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）を利用した外部からは見えにくい中でのいじめ等、子供同士の問題等が深刻化していることから、今後は、それらに対処するための態勢づくりに取り組むことが一層求められるところである。

3 今後の委員会活動に向けて

当委員会は、保護者や学校などの関係機関、言い換えれば大人から話を聴くだけでなく、子供の持つ事実認識と被害感情を確認するために、子供自身から可能な限り話を聴き、子供の意見や希望を踏まえる活動スタイルを採っている。このことは、子供の権利を擁護して最善の利益を図るためには、子供自身の声を聴くことが不可欠と考えているからであり、子供の感情やわがままに振り回されることを意味するものではない。

しかし、これは大変時間と労力を要することでもある。ケースによっては、「楽しい学校生活を送りたい」という子供の願いから、かい離してしまい、学校等側を追及したいという

保護者の思いが前面に出てきてしまうこともある。委員会では限られた人員と時間の中で個々のケースへの関わり方を模索しているが、子供の話を丁寧に聴くというスタイルを堅持しながら、面接相談、調査・調整活動の充実にも今後も努めていきたい。

平成30年度に調査・調整活動を行ったケースの多くは学校に関わるものであったが、今後、学校以外の施設など、子供たちが生活・活動する場での権利侵害の訴えがあった場合においても、学校の場合と同様、子供の権利侵害の救済のための最善の方法を探索するとの視点で取り組んでいきたい。

当委員会への申立ては、おそらく各地で起きているトラブルの一部に過ぎず、各地で発生する類似のケースは、それぞれの現場で、それぞれの関係者により解決されていかなければならないものである。そのため、当委員会では、審議事案から得られた教訓を公表することによって、それぞれの現場での解決の一助となるよう、今後も取り組んでいきたい。

学校等の現場において、一人一人個性のある子供たちを相手に、様々なトラブルに出会いながら、教職員をはじめ多くの人々が努力や苦心を重ねている。しかし、問題を指摘せざるを得ない指導や子供への配慮に欠けた対応による権利侵害はなくなっていない状況にある。このため、委員会は、申立事案から得た教訓を教育などの現場に還元していくことで、問題発生防止の一助としたい。

平成30年度の審議案件から垣間見られる教訓を挙げたが、これらは30年度のみには特有のものではない。個々の事案で現れ方は異なるが、毎年度、共通する課題が見て取れる。

なお、国においては、平成29年3月、いじめ防止対策推進法の附則による同法施行後3年の状況を踏まえ、いじめ防止基本方針の改定がなされた。同基本方針には、「学校の設置者として実施する施策」として、スクールソーシャルワーカー等の配置等のほか「人権擁護機関等との連携等の体制整備を図る」ことが新たに明記されたところである。同基本方針を参酌して本県、県内市町村及び各学校においても、それぞれ基本方針の改定がされたところであり、今後、学校との連携が求められる人権擁護機関として当委員会の役割がますます高まるものと推察される。

このような中であって、条例により設置された当委員会の特長である第三者機関として、子供・保護者と学校等との当事者間の信頼関係が損なわれている事案などにおいて、教育・福祉分野にとらわれず、他の関係法令による機関にはない調整機能を生かしていくことは、現行法制度を補完・拡充するものとして極めて効果的なものとする。そのためには、今後も当委員会の機能を子供たちや保護者に一層広く普及啓発していくことが不可欠であるとする。

当報告書により、学校等の現場において、子供の権利侵害を未然に防ぐとともに、子供の最善の利益を確保していただくことにつながれば幸いである。